

## 春日部市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗状況 （平成 29 年度（2017 年度）実績）

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」とする。）」第 20 条の 3 に規定する「地方公共団体実行計画」に位置づけ、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めている。令和元年では、平成 29 年度（2017 年度）の温室効果ガス排出量が確定したので、以下のとおり報告する。なお、排出量の算定は、各種統計データの集計・公表が 2 年遅れとなるため、本実績が最新値となる。

### 1. 計画の対象範囲

本計画の対象は、春日部市域全体とする。

### 2. 基準年・計画期間

基準年度は平成 20 年度（2008 年度）とし、計画期間は平成 24 年度（2012 年度）～平成 29 年度（2017 年度）としている。地球温暖化の問題は、中長期的視点が必要であることから、基準年度に対する削減目標は、短期目標（平成 29 年度（2017 年度））18%削減、中期目標（平成 42 年度（2030 年度））33%削減、長期目標（平成 62 年度（2050 年度））50%削減としている。

次期計画においては、平成 25 年度（2013 年度）を基準年度とし、計画年度は平成 30 年度（2018 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までである。また基準年度に対する削減目標は、短期目標（令和 9 年度（2027 年度））20.1%削減、中期目標（令和 12 年度（2030 年度））26%削減、長期目標（令和 32 年度（2050 年度））80%削減としている。

### 3. 対象とする温室効果ガス

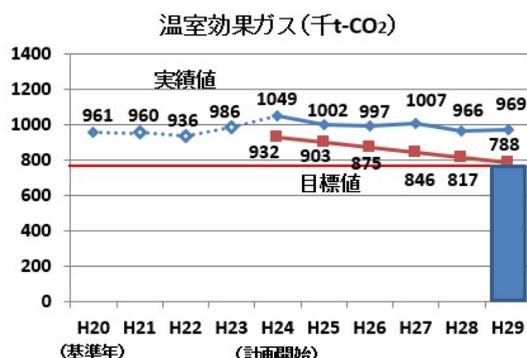
京都議定書で削減対象とされた 6 種のガスのうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の 3 種のガスを対象とする。なお、この 3 種は、温対法によって特例市（施行時特例市を含む）に対して削減が義務づけられているものである。

### 4. 平成 29 年度（2017 年度）実績について

温室効果ガス排出量の目標値に対する進捗状況

○目標値 788 千 t-CO<sub>2</sub>

○実績値 969 千 t-CO<sub>2</sub>・・・基準年に対して 0.8%増



図表 1：温室効果ガス排出量の目標値及び実績値

## 5. 温室効果ガス排出状況（平成 24 年度（2012 年度）以降の推移）

計画開始年度である平成 24 年度（2012 年度）以降の温室効果ガス排出量の推移を以下に示す。

なお、本計画における温室効果ガス排出量の算定にあたり、電力の排出係数は、基礎排出係数を用いている。

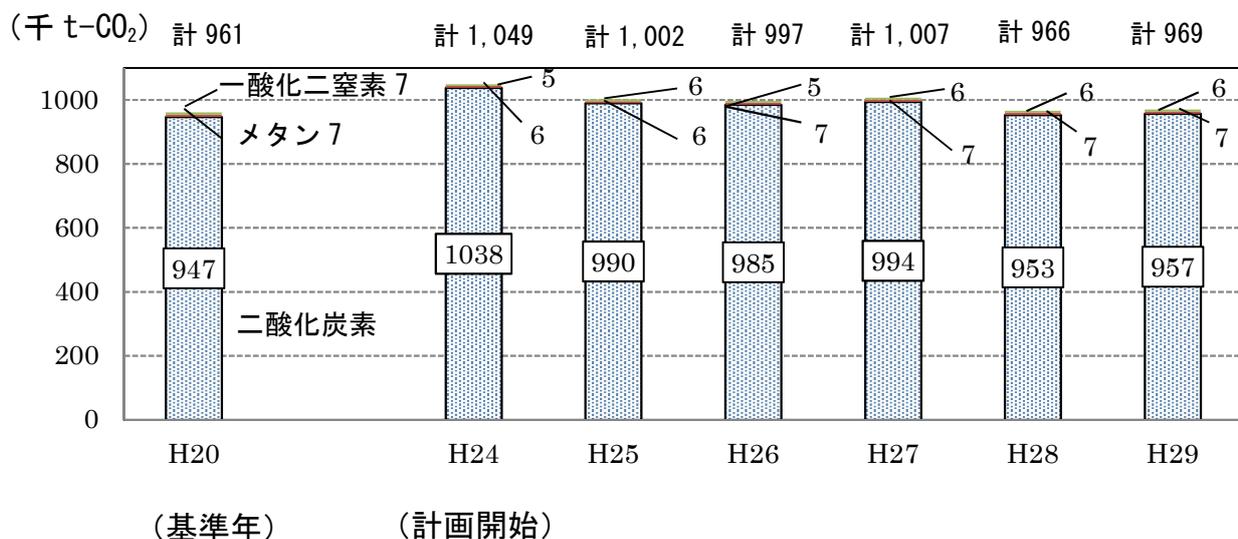
図表 2：温室効果ガスのガス別排出量一覧

	平成 20 年度 (基準年)		平成 24 年度 (計画開始年度)		平成 25 年度	
	排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)	排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)	排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
二酸化炭素	947	98.6	1,038	98.9	990	98.8
メタン	7	0.7	6	0.6	6	0.6
一酸化二窒素	7	0.7	5	0.5	6	0.6
合計	961	100	1,049	100	1,002	100

※端数処理の都合上、数値が一致しない場合がある。

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)						
二酸化炭素	985	98.8	994	98.7	953	98.7	957	98.8
メタン	7	0.7	7	0.7	7	0.7	7	0.7
一酸化二窒素	5	0.5	6	0.6	6	0.6	6	0.6
合計	997	100	1,007	100	966	100	969	100

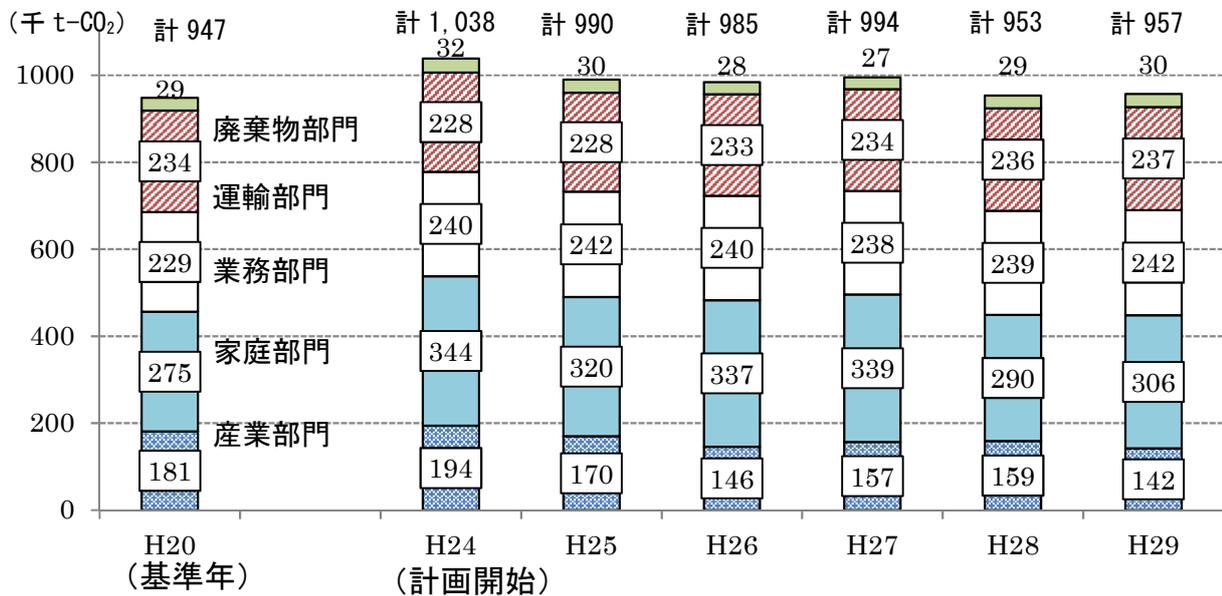
※端数処理の都合上、数値が一致しない場合がある。



図表 3：温室効果ガスのガス別排出量グラフ

二酸化炭素排出量は、エネルギー起源二酸化炭素と非エネルギー起源二酸化炭素に区分される。

本市の温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素は、エネルギー起源二酸化炭素であり、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門を算定対象としている。非エネルギー起源二酸化炭素については、廃棄物部門を算定対象としている。



※端数処理の都合上、合計数値が一致しない場合がある。

図表 4：二酸化炭素排出量の部門別グラフ

二酸化炭素排出量は 957 千 t-CO<sub>2</sub> であり、部門別で見ると、基準年と比較して平成 29 年度 (2017 年度) は、産業部門 (▲21.5%) は減少しているが、家庭部門 (11.3%)、業務部門 (5.7%)、運輸部門 (1.3%)、廃棄物部門 (3.4%) が増加している。(図表 4)

## 6. 温室効果ガス排出量の増加に関する考察

平成 29 年度 (2017 年度) における東京電力エネルギーパートナーの基礎排出係数 0.000475 t-CO<sub>2</sub>/kWh が、基準年である平成 20 年度 (2008 年度) における係数 0.000420 t-CO<sub>2</sub>/kWh に対して約 13% 増加したことによるものが大きい。

〔 ※温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出量は、エネルギー消費量に基礎排出係数を乗じて算出するため、排出係数の増減により大きく左右される。 〕

その他、家庭部門の増加の要因としては、世帯数の増加などが考えられる。

また、業務部門の増加の要因としては、オフィス等の面積が増加したことによるエネルギー使用量の増加が考えられる。基準年である平成 20 年度 (2008 年度) における延べ床面積は 2339.6 千 m<sup>2</sup> であり、平成 29 年度 (2017 年度) は 2662.4 千 m<sup>2</sup> であった。しかし、床面積あたりの二酸化炭素排出量を見ると平成 20 年度 (2008 年度) は 97.9 kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>、平成 29 年度 (2017 年度) は 90.9 kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> であり、省エネルギーの取り組みが一定程度浸透したことで床面積あたりの二酸化炭素排出量は減少したと考えられる。

今後、家庭部門、業務部門を中心にさらに省エネルギーに関する排出削減のための取り組みを推進する必要がある。

## 7. 今後の留意点

平成 27 年（2015 年）12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、これを受けて平成 28 年 5 月政府が発表した「地球温暖化対策計画」では、「2030 年度に温室効果ガス排出量 2013 年度比 26%削減」との目標が明記された。

また、令和元年（2019 年）12 月にスペイン・マドリードにおいて開催された国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議（COP25）では、2050 年までのネットゼロを宣言した自治体の野心的な行動が、日本国全体のネットゼロ達成を早める力になると環境大臣がスピーチを行った。

今後、本市においても、国や他自治体の動向を注視しつつ、気候変動対策をより一層推進することが必要である。

## 8. 温室効果ガス算定に用いた統計書一覧及び全体のフロー図（参考）

### 二酸化炭素

部門	資料名
産業部門	都道府県別エネルギー消費統計
	国勢調査（平成 27 年度）
	経済センサス
	工業統計
家庭部門	都道府県別エネルギー消費統計
	春日部市統計書
	家計調査年報
	家計調査月報
	ガス事業年報
	さいたま市統計書
	国勢調査（平成 27 年度）
業務部門	固定資産概要調書（春日部市）
	エネルギー・経済統計要覧
運輸部門	市町村別自動車交通 CO <sub>2</sub> 排出テーブル
	春日部市統計書
	東武鉄道環境報告書
廃棄物の焼却	環境センター資料（春日部市）

### メタン、一酸化二窒素

項目	資料名
自動車保有台数	自動車保有台数統計データ
走行距離、燃料	自動車輸送統計調査（年報）
	自動車燃料消費量調査

